

株 主 各 位

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キヤノン株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO
御手洗 富士夫

第113期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催いたしました当社第113期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

報 告 事 項 1. 第113期（2013年1月1日から2013年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期（2013年1月1日から2013年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
上記1.および2.の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号 議 案

剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。当期の期末配当金は、中期的な利益見通しに加え、将来の投資計画やキャッシュ・フローなどを総合的に勘案し、1株につき65円と決定いたしました。なお、中間配当金として1株につき65円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は、記念配当（1株につき10円）を実施した前期の年間配当金と同額の1株につき130円となります。

第 2 号 議 案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。社外取締役の招聘に伴い、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設いたしました。

第 3 号 議 案

取締役19名選任の件

本件は、原案どおり承認可決されました。取締役に御手洗富士夫、田中稔三、生駒俊明、足達洋六、三橋康夫、松本繁幸、本間利夫、小澤秀樹、眞榮田雅也、谷 泰弘、長澤健一、大塚尚次、山田昌敬、脇屋相武、大野和人の各氏が再選され、木村彰良、小山内英司、齊田國太郎、加藤治彦の各氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、齊田國太郎、加藤治彦の両氏は社外取締役であります。

第 4 号 議 案

監査役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決されました。監査役に北村国芳氏が再選され、荒木 誠、吉田修己の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、吉田修己、北村国芳の両氏は社外監査役であります。

第 5 号 議 案

取締役賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。当期末時点の取締役21名に対し、取締役賞与総額206,200,000円を支給することに決定いたしました。

以上

お 知 ら せ

■代表取締役および役付取締役の選定について

本定時株主総会終了後、取締役会の決議により、次の各氏が代表取締役および役付取締役として選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役会長兼社長 CEO	御 手 洗	富 士 夫	専 務 取 締 役	松 本 繁 幸
代表取締役副社長 CFO	田 中 稔 三	専 務 取 締 役	本 間 利 夫	
代表取締役副社長 CTO	生 駒 俊 明	専 務 取 締 役	小 澤 秀 樹	
専 務 取 締 役	足 達 洋 六	専 務 取 締 役	眞 榮 田 雅 也	
専 務 取 締 役	三 橋 康 夫			

■常勤監査役の選定について

本定時株主総会終了後、監査役会の決議により、常勤監査役に荒木 誠氏が選定され、就任いたしました。

以上

期末配当金のお支払いについて

第113期期末配当金は、次のいずれかの方法によりお支払い申し上げます。

■配当金領収証によりお受取りの方は、同封の「第113期期末配当金領収証」記載の受領方法をご高覧のうえ、最寄りのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において、払渡期間中（2014年3月31日から2014年4月30日まで）にお受取りください。この「第113期期末配当金領収証」により、ゆうちょ銀行の貯金口座もしくは振替口座または銀行等の預金口座へご入金できます。

■銀行、ゆうちょ銀行、証券会社等の口座振込をご指定の方は、同封の配当金関係書類をご確認ください。

以上

上場株式等の配当等に係る税金に関するご案内

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、復興特別所得税として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額が課税されます。具体的な税率は、下表をご参照ください。

		2013年	2014年～ 2037年	2038年～
上場株式等の配当等に係る税金と税率	所得税	7.147%	15.315%	15%
	住民税	3%	5%	5%
合 計		10.147% 【軽減税率】	20.315%	20%

※上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。

※詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

以上